

令和元年7月17日

令和元年千葉市教育委員会会議第7回定例会

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第7回定例会議事日程

令和元年7月17日(水)
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議事日程の決定
- 5 報告事項
 - (1) 平成30年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について …… 1
[教育職員課]
 - (2) 第66回千葉市小学校音楽発表会(花見川区・稲毛区・美浜区)について …… 7
[教育指導課]
- 6 議決事項
 - 議案第31号 令和2年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について …… 9
[教育支援課]
- 7 その他
- 8 閉 会

報告事項(1)

平成30年度千葉市立小・中・特別支援・高等学校における体罰及び セクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の結果について(31年度集計)

千葉市教育委員会では、平成30年度分の市内の小・中・特別支援・高等学校の児童生徒(保護者)及び教職員を対象とした体罰・セクシュアル・ハラスメントに関する調査結果を取りまとめましたので、お知らせします。

1 調査の目的

本調査は、児童生徒と教職員との関わり合いの中で起こる体罰やセクシュアル・ハラスメントに関する実態を把握するとともに、具体的な対策を講じ、より良い学校環境をつくるために実施する。

2 調査方法等

- (1) 調査対象 市内の小・中・特別支援・高等学校に在籍する児童生徒及び教職員
※小学校・特別支援学校は保護者も含む
- (2) 調査対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月6日
- (3) 実施方法 氏名は「無記名も可とする」としている。
※本調査は平成25年度から毎年実施

3 調査結果等(※詳細は、別添資料参照)

- (1) 体罰と判断される行為 4件(前回調査9件)
※文書訓告1件、嚴重注意3件である。
- (2) セクシュアル・ハラスメント
 - ア 児童生徒からの回答数
小学校17人(前回調査21人)、中学校53人(前回調査43人)、高等学校9人(前回調査0人)、
特別支援学校0人(前回調査0人)
 - イ 教職員からの回答数
小学校10人(前回調査7人)、中学校24人(前回調査23人)、高等学校0人(前回調査3人)、
特別支援学校0人(前回調査1人)
- (3) 各学校での現在の取組み
職員会議等において資料を提示し、体罰・セクシュアル・ハラスメントの禁止について周知徹底を図っている。また、校内巡視や授業参観による状況把握と防止に向けての研修に努めている。

4 今後の取組み等

教育委員会では、今年度設置したコンプライアンス班が中心となり、教職員の不祥事防止に向け、以下の取組みを行う。(一部実施済)

- (1) 児童生徒及び職員からの相談窓口があることを周知する。
- (2) ハラスメント防止指針を周知した。
- (3) 不祥事防止のためチェックシート及び体罰・セクハラ防止のリーフレット(教職員用)を改訂し学校に対し活用を周知した。
- (4) 校内研修資料を作成し、各学校で職員のコンプライアンス研修を実施する。

5 その他

今回の調査結果については、市教育委員会ホームページにも掲載する予定。

【URL】<http://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kyoikushokuin/index.html>

平成30年度(令和元年度集計)市立小・中・特別支援・高等学校における体罰、セクシュアル・ハラスメントに関する調査結果について

〈アンケートの考察〉

本年度のアンケート調査から

1 体罰調査結果

(1) 調査対象者数

学 校 種		小学校(111校)	中学校(55校)	高等学校(2校)	特別支援学校(3校)
児童生徒・保護者	調査対象者数	48,097人	21,809人	1,264人(3年は除く)	356人
	回答者数	39,487人 (82.1%)	20,137人 (92.3%)	1,264人 (100.0%)	252人 (70.8%)
教 職 員	調査対象及び回答者数	2,801人	1,563人	134人	161人

(2) 体罰と判断される行為等の件数 ()内の数値は昨年度 「見た」は今年度から調査を実施したため昨年度数値はなし。

学 校 種		小学校(111校)		中学校(55校)		高等学校(2校)		特別支援学校(3校)	
分 類		件 数		件 数		件 数		件 数	
		30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度
体罰と判断される行為		2	(5)	2	(4)	0	(0)	0	(0)
場 面	授業中	2	(3)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
	部活動中	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)
	その他(掃除中や休み時間など)	0	(2)	1	(2)	0	(0)	0	(0)
態 様	頭や頬などをたたく	1	(2)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
	足やひざで蹴る	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	物でたたく・物をぶつける	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
	髪の毛を引っ張る	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)
	その他	1	(2)	0	(3)	0	(0)	0	(0)

① 不適切な行為(不適切な指導・行き過ぎた指導など)	受けた	39	(42)	21	(28)	0	(0)	0	(0)
	見た	49	-	8	-	0	-	0	-
② 言葉の暴力(暴言等)	受けた	79	(82)	31	(54)	1	(6)	0	(1)
	見た	94	-	24	-	4	-	0	-
③ 指導の範囲内である行為	受けた	10	(21)	4	(13)	0	(0)	0	(0)
	見た	75	-	12	-	2	-	1	-
①～③の合計数	受けた	128	(145)	56	(95)	1	(6)	0	(1)
	見た	218	-	44	-	6	-	1	-

2 セクハラ調査結果

(1) 児童生徒・保護者からの回答

()内の数値は昨年度 「見た」は今年度から調査を実施したため昨年度数値はなし。

教職員(高校は生徒からも対象)から受けたセクハラの種類	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
① 性的な話を言われ、不快であった。(授業に直接関連する内容は除く)	受けた	1 (1)	1 (0)	6 (2)	10 (13)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	0 -	1 -	3 -	10 -	0 -	0 -	0 -	0 -
② 身体に触られ、不快であった。	受けた	3 (3)	8 (10)	3 (6)	17 (18)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	7 -	8 -	8 -	20 -	0 -	1 -	0 -	0 -
③ みんなの前で容姿を話題にされ、不快であった。	受けた	0 (3)	3 (3)	0 (1)	9 (3)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	1 -	4 -	1 -	11 -	0 -	1 -	0 -	0 -
④ 性的内容の電話・手紙・電子メール等をもらい、不快であった。	受けた	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	0 -	0 -	2 -	1 -	0 -	0 -	0 -	0 -
⑤ その他	受けた	1 (0)	0 (0)	2 (0)	6 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	1 -	0 -	0 -	5 -	0 -	1 -	0 -	0 -
①～⑤ の合計	受けた	5 (7)	12 (14)	11 (9)	42 (34)	0 (0)	9 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	9 -	13 -	14 -	47 -	0 -	3 -	0 -	0 -

(2) セクハラを受けた教職員の回答 ()内の数値は昨年度 「見た」は今年度から調査を実施したため昨年度数値はなし。

セクハラの種類		小学校				中学校				高等学校				特別支援学校			
		有り	誰から			有り	誰から			有り	誰から			有り	誰から		
			教職員	児童	その他		教職員	生徒	その他		教職員	生徒	その他		教職員	児童生徒	その他
①裸や水着のポスターやパソコンの画面を見せられ不快であった。	受けた	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
②容姿・年齢・結婚・妊娠等を話題にされ、不快であった。	受けた	3 (3)	1 (2)	2 (0)	0 (1)	7 (10)	2 (2)	3 (8)	2 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	2 (-)	2 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (-)	2 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
③執拗に携帯電話の番号やメールアドレスを聞かれ、不快であった。	受けた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
④性的な話を言われたりメール等を送られたり、不快であった。	受けた	3 (3)	3 (2)	0 (0)	0 (1)	7 (6)	2 (1)	4 (5)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
	見た	6 (-)	6 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (-)	0 (-)	2 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
⑤性的なうわさを流され、不快であった。	受けた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
⑥性体験や性的なことについて聞かれ、不快であった。	受けた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)	0 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
⑦お酌、カラオケのデュエット、ダンス等を強要され、不快であった。	受けた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	1 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
⑧執拗に交際を迫られ、不快であった。	受けた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
⑨性的な関係を求められ、不快であった。	受けた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
⑩身体に触られ、不快であった。	受けた	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	1 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
⑪ 上記1～10のことをされ、拒否すると人事や仕事上で不利になると言われた。	受けた	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
⑫ その他	受けた	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	見た	1 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	2 (-)	1 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
①～⑫ の合計	受けた	10 (7)	7 (4)	2 (0)	1 (3)	24 (23)	10 (6)	11 (17)	3 (0)	0 (3)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
	見た	11 (-)	11 (-)	0 (-)	0 (-)	7 (-)	4 (-)	3 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)

3 各学校における体罰・セクハラ防止への取り組み状況

※ 意見を分類整理し、割合は全校数（171校）で除したもの（複数回答）

分類	意見	昨年度取組んだ内容			今後さらに必要な対策		
		回答数	割合	項目順位 (上位10項目)	回答数	割合	項目順位 (上位10項目)
周知	職員会議や打合せ等において資料提示し、体罰・セクハラ禁止の周知徹底	163	95%	1	112	65%	1
	年度初めにおける人権尊重や体罰禁止の経営方針説明	68	40%	4	33	19%	6
	体罰と懲戒、セクハラのラインの明確化(最新の情報をもとに)	142	83%	2	102	60%	2
体制	教職員研修等を実施し、教師への周知や指導力の向上	73	43%	3	82	48%	3
	教員の連携強化、共通理解と風通しのよい環境づくり	40	23%	5	63	37%	4
	校内巡視や授業の参観による状況把握	19	11%	9	24	14%	8
	児童生徒指導委員会や学年間での情報提供、問題の共有化	10	6%		16	9%	
	セクハラ・パワハラ対策委員会の設置	0	0%		0	0%	
指導	言葉の暴力、子供の叱り方についての指導	36	21%	7	48	28%	5
	指導が困難な児童生徒へ対する複数体制の指導や支援	7	4%		8	5%	
	教師と児童生徒の信頼関係を高める	19	11%	9	21	12%	10
	若年層教員への指導の強化	5	3%		3	2%	
	部活動における指導の周知徹底	2	1%		2	1%	
対応	報告を受けての事実確認及び対応	31	18%	8	31	18%	7
	全校集会等でいじめ、体罰、セクハラの講話	1	1%		1	1%	
	定期的なセルフチェック	38	22%	6	24	14%	8
	独自アンケートの実施やいじめアンケートとの併用	2	1%		4	2%	
相談	教育相談週間を設けるなど教育相談活動の充実	8	5%		10	6%	
	目標申告制度の活用	18	11%		13	8%	
	職員の悩み相談やメンタルヘルスの充実	7	4%		10	6%	
	相談や訴えのできる相談窓口の設置	14	8%		16	9%	
	セクハラ相談員を指名	1	1%		1	1%	
保護者	学校・保護者・地域の連携の強化	9	5%		11	6%	
	保護者との信頼関係を高める	5	3%		15	9%	
	学校評価アンケートによる保護者からの意見聴取	3	2%		11	6%	

4 調査結果から見られる傾向や状況について

<p>体罰・言葉の暴力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体罰と判断される件数は、4件であった。(※前回調査は9件) ・文書訓告1件、嚴重注意3件である。(※前回調査では、文書訓告1件・嚴重注意8件) ○ 行き過ぎた指導等の不適切な行為は、行為を受けたのが60件であった。(※前回調査は70件)なお、行為を見たのは57件であった。 ○ 言葉の暴力は、行為を受けたのが111件(※前回調査は行為を受けたのが145件)。行為を受けた件数は減少している。 ・行為を受けた件数111件の主な内訳は、バカにする58件、人格や能力を否定する(23件)、威嚇や脅し(5件)、集中的に批判する(5件)、ののしる(1件)、その他(19件)である。 ・なお、行為を見たのは122件であった。主な内訳は、バカにする75件、ののしる(7件)、威嚇や脅し(7件)、集中的に批判する(5件)、人格や能力を否定する(4件)、その他(24件)である。
<p>セクシュアル ハラスメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒がセクハラを受けたと回答したのが79人(前回調査は64人)と昨年度と比べ増加している。なお、見たのは86件であった。 ・内訳は小学校17人(前回調査21人)、中学校53人(前回調査43人)、高校9人(前回調査0人)、特別支援学校0人(前回調査0人)である。 ・主な理由は、性的な話を言われ不快であった(授業に直接関連する内容は除く)(7件)、身体に触られ不快であった(6件)である。 ○ 教職員がセクハラを受けたと回答したのは34人であり、昨年度の34人と同数である。校種別では中学校教職員が24人と約7割を占める。「誰から受けたか」の割合は、教職員同士からセクハラを受けたという報告が5割、児童生徒からが約4割、その他が約1割である。 なお、セクハラを見たと回答した件数は18件である。
<p>各学校での取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校長は年度当初の職員会議において、体罰及びセクハラ防止策として、人権尊重や体罰・セクハラ禁止の経営方針を示している。また、その後、関連事案発生時には、職員会議や打合せの時間に、具体的事例や新聞記事などを配布して周知徹底を図っている。 ○ 教職員の連携を強化し、児童生徒の共通理解と風通しのよい職場環境を作ることで、未然に防ぐ努力を行っている。 ○ 言葉の暴力の定義や叱り方についての指導や研修、管理職による校内巡視や授業参観による各学級の状況把握にも力を入れ、体罰や言葉の暴力を未然に防ぐ取り組みを進めている。 ○ 定期的に不祥事防止のためのセルフチェックを実施し、教職員自身に振り返りの時間を確保するなどの取り組みも行っている。

5 調査を踏まえた今後の対応

<p>各学校での取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的事例を基にした児童生徒指導に関する研修の充実を図る。 ・年度初めに周知した人権尊重や体罰禁止の経営方針を、再度職員会議等において提示し、体罰・セクハラ禁止の周知徹底を図る。 ・最新の情報をもとに、体罰と懲戒、セクハラのラインについて確認する。 ・定期的な不祥事防止のためのセルフチェックを実施するとともに、研修においては法令遵守、服務管理、情報リテラシー、アンガーマネジメントやLGBTに関する内容を取り入れる。 ○ 学校組織体制強化を図る。 ・管理職による教室等の巡視、職員へ個別指導を行うなど、不祥事防止に向けた体制作りに取り組む。 ・日頃から職員間のコミュニケーションを図り、互いに助け合い支え合う風通しのよい職場づくりに努めるとともに、事案発生時の報告・連絡・相談を迅速・的確に行うとともにその後の報告も円滑に行えるようにする。
<p>教育委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回のアンケートから第三者による「行為を見た」項目を追加し、「受けた」以外の内容についても回答が得られた。体罰・セクハラは早期発見が重要と考えており第三者の視点を取り入れたことは有効であった。各学校では「受けた」「見た」について特定できるものについては事実確認するとともに、研修において取り上げるなど、再発防止に取り組むなどした。 ○ 体罰・セクハラアンケートの回収方法について ・教員にアンケートを渡す方法では、子どもたちが安心して回答することができないため今年度末の調査では回収方法を工夫をする。 ○ 学校訪問や各種研修会において、服務管理やモラルに関する研修の改善を図る。 ・「体罰及びセクハラ撲滅のリーフレット」(平成27年度3月作成)、「不祥事から身を守るためのセルフチェックシート」(平成28年7月に作成、平成31年4月改訂)を全校に配布するとともに、研修会等において積極的に活用する。 ○ 教育委員会に設置したコンプライアンス班が中心となり、体罰・ハラスメント防止に向け以下の取組を実施する。 ・児童生徒及び職員からの相談窓口の周知 ・ハラスメント防止指針の周知 ・不祥事防止のためチェックシートの改訂 ・コンプライアンス研修の実施及び校内研修資料の充実

報告事項（2）

第66回 千葉市小学校音楽発表会（花見川区・稲毛区・美浜区）について

学校教育部教育指導課

1 目的 情操教育の一環として、日常の音楽学習の成果を発表し、お互いに鑑賞することによって小学校音楽教育向上の場とする。

2 実施概要

(1) 日時 令和元年6月26日（水）
 午前の部 9時～12時 午後の部 13時～16時（原則）

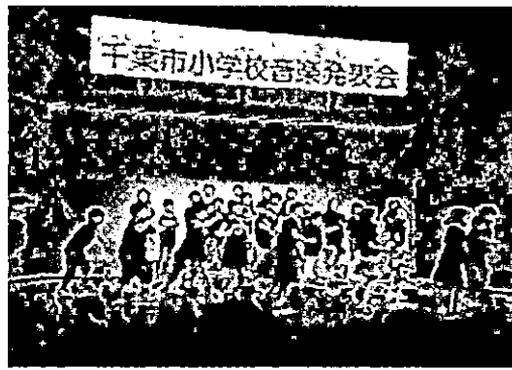
(2) 会場 市内ホール及び小学校体育館

(3) 各会場及び参加校・人数 57校・1,880人

	会場	出演予定校
1	千葉市文化センター (午前) 9校	8都賀小 10稲毛小 12園生小 16稲丘小 37小中台小 54宮野木小 59西小中台小 69柏台小 75小中台南小
2	千葉市民会館 (午前) 7校	18弥生小 27轟町小 34緑町小 40千草台小 76幸町第三小 128幸町小 千葉大附属小
3	千葉市民会館 (午後) 7校	20犢橋小 21横戸小 36山王小 42あやめ台小 57こてはし台小 68草野小 80千草台東小
4	美浜文化ホール (午後) 7校	41稲毛第二小 79高洲第三小 81高洲第四小 83高浜第一小 84稲浜小 123高洲小 126高浜海浜小
5	美浜文化ホール (午前) 8校	82真砂第五小 101磯辺第三小 114打瀬 119海浜打瀬小 122美浜打瀬小 124真砂東小 125真砂西小 127磯辺小
6	花見川第三小 (午前) 6校	23長作小 58花見川第三小 85作新小 92柏井小 121花島小 129花見川小
7	畑小 (午前) 7校	9検見川小 11畑小 19花園小 60さつきが丘東小 61さつきが丘西小 106朝日ヶ丘小 118瑞穂小
8	幕張南小 (午前) 6校	22幕張小 44幕張東小 66幕張西小 95幕張南小 100上の台小 110西の谷小

3 内容（基本的な流れ）

- (1) 始めの言葉
- (2) 主催者挨拶（教育長メッセージ代読）
- (3) 校長挨拶（担当校）
- (4) 講師紹介
- (5) 出演上の諸注意
- (6) 「千葉市子どもの歌」を全員で斉唱
- (7) 演奏発表（途中休憩）
演奏発表後に千葉市おやこ歌集「金のうた銀のうた」より1曲斉唱
- (8) 講評
- (9) 終わりの言葉



4 演奏学年

演奏学年	学校数
1・2年生	0校
3・4年生	2校
3年生	10校
4年生	43校
5年生	2校

特別支援学級の児童も多数参加

5 音楽発表会を終えて（音楽主任会での反省・参加した指導主事からの聞き取り）

- 少ない役員で、しっかり運営していた。また、特に学校開催では、会場校の援助が非常に助かった。（各校の事前の児童への指導もよかった）。
- 歌唱・合唱や器楽合奏など、様々なジャンルの演奏があり、それぞれによく工夫されていた。来年度がオリンピック・パラリンピック開催のため、外国の曲を原語での歌唱や、わらべ歌、民謡など郷土の音楽も多くみられた。
- クラスでの参加が多く、担任も式や伴奏などに参加し、クラスが一体となって参加している。スローガンなどを決め、それに向けて取り組んできている学校も多い。
- ホール開催・学校会場、それぞれの長所・短所があるので、それぞれの良さを生かして運営したい。
- 会場講師は中学校教諭だが、講評や演奏会後の反省会で、普段と違った視点での話が聞けて、大変有意義であった。
- 帰宅時間や給食の有無など、事前に十分検討し、保護者に伝えていくことで、トラブル回避につながる。
- 特にホール開催では、ぎりぎりの人数で運営しているため、非常時や防犯面での心配がある。
- 事前の保護者への連絡事項が徹底されないグループもあったが大きな混乱はなかった（事前申し込み必要、入退場のマナー、等）
- 学校会場のグループより、ホール開催の要望が強い。保護者からも声が出ている。

議案第 31 号

令和 2 年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者
選考要項について

令和 2 年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考
要項について、次のとおり定めるものとする。

令和元年 7 月 17 日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

令和 2 年 度

千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校
入学者選考要項

千葉市教育委員会

目 次

令和2年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項

I 応募資格

- 1 千葉市立養護学校高等部普通科・・・・・・・・・・・・・1
- 2 千葉市立高等特別支援学校普通科（職業コース）・・・・・・・・・・・・・1

II 千葉市立養護学校高等部 普通科

- 1 通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 入学定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - (1) 事前の教育相談
 - (2) 選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間
 - (3) 選考要項及び入学願書等の交付場所
 - (4) 願書等の提出期間
 - (5) 願書等の提出先
 - (6) 提出書類等
- 4 入学許可候補者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - (1) 入学者選考日
 - (2) 入学者選考会場
 - (3) 入学者選考の方法
- 5 入学許可候補者の発表及び通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 6 入学の確約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 7 再募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 8 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

III 千葉市立高等特別支援学校 普通科（職業コース）

- 1 通学区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 入学定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (1) 事前の教育相談
 - (2) 選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間

	(3) 選考要項及び入学願書等の交付場所	
	(4) 願書等の提出期間	
	(5) 願書等の提出先	
	(6) 提出書類等	
4	志願の変更及び取消	5
	(1) 志願校の変更	
	(2) 志願の取消	
5	入学許可候補者の決定	6
	(1) 入学者選考日	
	(2) 入学者選考会場	
	(3) 入学者選考の方法	
	(4) 日程等	
6	入学許可候補者の発表及び通知	6
7	入学の確約	6
8	第2次募集	7
	(1) 事前の教育相談	
	(2) 願書等の提出期間	
	(3) 願書等の提出先	
	(4) 提出書類等	
	(5) 入学者選考日	
	(6) 入学者選考会場	
	(7) 入学者選考の方法	
	(8) 入学許可候補者の発表及び通知	
	(9) 入学の確約	
	(10) 志願の取消	
9	入学許可候補者とならなかった者で高等部普通科(職業コースを除く) を志願する場合	8
10	受検者心得	8
11	その他	8

必要書類の様式

様式 (1～17)	9～25
-----------	------

令和 2 年度
千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項

令和 2 年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校の入学者の募集及び選考は、「千葉市立特別支援学校管理規則第 20 条」の規定により、下記のとおり実施する。（千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項は、以下「選考要項」という。）

記

I 応募資格

高等部に入学を志願できる者は、原則として障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める知的障害者で、以下に該当する者とする。

1 千葉市立養護学校高等部普通科

(1) 千葉市立養護学校の通学区域（千葉市中央区・若葉区・緑区・稲毛区の一部）に居住する者、または入学までに通学区域に住所を有する者

(2) 次のア～ウのいずれかに該当する者

ア 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和 2 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 2 年 3 月に修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

なお、令和 2 年 3 月に学校教育法施行規則第 95 条第 1 号及び第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

2 千葉市立高等特別支援学校普通科（職業コース）

(1) 市内に居住する者、または入学までに市内に住所を有する者

(2) 次のア～ウのいずれかに該当する者

ア 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和 2 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 2 年 3 月に修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

なお、令和 2 年 3 月に学校教育法施行規則第 95 条第 1 号及び第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

(3) 「(2) ア～ウ」のいずれかに該当し、公共交通機関等を利用して通学できる者

II 千葉市立養護学校高等部 普通科

1 通学区域

千葉市中央区・若葉区・緑区・稲毛区の一部を通学区域とする。

2 入学定員

特に定員を定めない。

3 出願

(1) 事前の教育相談

令和2年1月10日（金）までに千葉市立養護学校（以下、養護学校という）で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。

(2) 選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間

令和2年1月20日（月）から令和2年1月30日（木）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(3) 選考要項及び入学願書等の交付場所

養護学校

千葉市若葉区大宮町1066-1 電話 043(265)9293

(4) 願書等の提出期間

令和2年1月20日（月）から令和2年1月30日（木）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(5) 願書等の提出先

養護学校の校長

(6) 提出書類等 ※ア～エは必須

書 類 等	備 考
ア 入学願書〔様式1〕	
イ 療育手帳の写し 又は、障害を有することを 証明する診断書〔様式3〕	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し 〔様式3〕は参考様式とし、医療機関等が発行するものも可。ただし、発達検査の結果が記載されていること。
ウ 入学者選考受検票〔様式5〕	
エ 調査書〔様式7〕	
オ 通学区域外からの入学志願 証明書〔様式9〕	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長または出身校長の証明を受けて、養護学校の校長に提出すること。
カ 必要に応じて提出する書類	その他養護学校の校長が必要と認める書類を提出すること。

4 入学許可候補者の決定

(1) 入学者選考日

令和2年2月12日(水)及び2月13日(木)のうち養護学校の校長が定める日

(2) 入学者選考会場

養護学校

(3) 入学者選考の方法

学力検査、作業能力検査、運動能力検査、面接、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

なお、学力検査については、校長が学校の実情に応じて必要と認められる教科を選択して行うものとし、その内容は学習指導要領に示されている基本的事項とする。

ただし、特別の事情のあるときは、学力検査等を行わないことができる。

5 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和2年2月18日(火)午前9時に、養護学校で掲示により発表し、通知書を交付する。また、在籍(出身)校に通知する。

6 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和2年2月26日(水)までに、入学確約書〔様式15〕を志願した養護学校の校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

入学確約書を提出した者は、市の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

7 再募集

養護学校の受検を希望し、養護学校において教育相談を受けた者を対象として行う。

なお、再募集に係る事項については、養護学校の校長が別に定める。

8 その他

(1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式18〕を養護学校の校長宛てに提出するものとする。

(2) 志願者又はその保護者は、別記に従い、調査書、作業能力検査、運動能力検査、学力検査の総合得点に関して、簡易開示請求を行うことができる。

(3) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項については、市教育長が別に定めるものとする。

Ⅲ 千葉市立高等特別支援学校 普通科（職業コース）

1 通学区域

市内全域を通学区域とする。

2 入学定員

第1学年 32人

3 出願

(1) 事前の教育相談

令和元年12月4日（水）までに千葉市立高等特別支援学校（以下、高等特別支援学校という）で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。

(2) 選考要項及び入学願書等の交付期間及び時間

令和元年11月6日（水）から12月4日（水）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び学校休校日[令和元年11月18日（月）]を除く。

(3) 選考要項及び入学願書等の交付場所

高等特別支援学校
 千葉市美浜区真砂5-18-1
 電話 043(388)0133

(4) 願書等の提出期間

令和元年12月2日（月）から令和元年12月4日（水）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

(5) 願書等の提出先

高等特別支援学校の校長

(6) 提出書類等 ※ア～カは必須

書 類 等	備 考
ア 入学願書〔様式2〕	
イ 療育手帳の写し 療育手帳の写しの提出が申請手続き上、間に合わない場合のみ、知的障害を有することを証明する診断書〔様式3〕もしくは仮出願の申請書〔様式4〕を提出する。	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し（指定の台紙に添付する） 様式3は参考様式とし、医療機関が発行する様式でも可。ただし、発達検査の結果が記載されていること。 ※この場合、入学選考の前日の午後4時までに療育手帳の写しを提出すること。
ウ 入学者選考受検票（以下、受検票という）〔様式6〕	
エ 調査書〔様式7〕	
オ 面接票〔様式8〕	

カ 返信用封筒	82円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った長形3号の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
キ 通学区域外からの入学志願証明書〔様式9〕	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長または出身校長の証明を受けて、高等特別支援学校の校長に提出すること。
ク 受検に係る特別配慮申請書〔様式10〕 * 返信用封筒	必要に応じて提出すること。 校長が認めた場合に「受検に係る特別配慮通知書」〔様式11〕を送付する。 * 上記カと別に用意すること。
ケ 必要に応じて提出する書類	その他、高等特別支援学校の校長が必要と認める書類を提出すること。

4 志願の変更及び取消

(1) 志願校の変更

入学願書受付締切り後、1回に限り、志願する特別支援学校の変更を行うことができる。

ア 変更の受付期間及び時間

令和元年12月11日（水）から令和元年12月13日（金）までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

イ 提出書類及び手続き

志願変更者は、新たに志願する特別支援学校において、進路に係る事前の教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を令和元年12月13日（金）までに必ず行うこととする。

志願変更者は、「志願変更願」〔様式12〕及び受検票を在籍（出身）校の校長を経由して、高等特別支援学校の校長に提出する。

また、「志願変更願」を受理した高等特別支援学校の校長は、志願変更者に「志願変更承諾書」〔様式13〕を交付する。その際、次の書類を志願変更者に返却する。

- ・療育手帳の写し又は知的障害を有することを証明する診断書
- ・返信用封筒
- ・他に提出書類のキ、ク、ケの提出があった場合、その書類

上記の志願変更が認められた者は、千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項により志願変更の受付期間中に新たに志願する特別支援学校の校長に願書等及び「志願変更承諾書」〔様式13〕を提出しなければならない。

(2) 志願の取消

志願を取り消そうとする者は、在籍（出身）校の校長を経由して、入学許可候補者の発表日の前日、令和2年1月22日（水）の正午までに、高等特別支援学校の校長に「志願取消届」〔様式14〕を提出しなければならない。その際、受検者には志願変更時と同様の書類を返却する。

5 入学許可候補者の決定

(1) 入学者選考日

令和2年1月15日(水)及び1月16日(木)

(2) 入学者選考会場

高等特別支援学校

(3) 入学者選考の方法

期日	区分	検査内容	配点等
第1日(1月15日)		作業能力検査	200点
		学力検査(国語・数学・理科・社会) 50分	100点
		運動能力検査	100点
第2日(1月16日)		面接	

※国語の内容は、放送による聞き取り問題を含む。

※その他、在籍(出身)校からの提出書類により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

(4) 日程等

第1日(1月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付 8:30～9:00 ・日程説明 9:05～9:10 ・諸検査等 9:10～15:40
第2日(1月16日)	<ul style="list-style-type: none"> [第1グループ] ・受付 8:40～9:00 ・面接 9:10～10:10 [第2グループ] ・受付 9:50～10:10 ・面接 10:20～11:35

※面接は本人及び保護者を対象とし、指定された時間に受けること。

6 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和2年1月23日(木)午前9時に、高等特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。また、在籍(出身)校の校長に通知する。

入学許可候補者が定員に満たない場合は、第2次募集の案内も同時に行う。

7 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和2年1月30日(木)までに、入学確約書〔様式16〕を高等特別支援学校の校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

入学確約書を提出した者は、市の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。その場合も市の内外を問わず、公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

8 第2次募集

入学許可候補者数が発表時に定員に満たない場合、第2次募集を行う。

(1) 事前の教育相談

令和2年1月29日(水)までに、高等特別支援学校による進路に係る教育相談(志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない)を行うことを要する。

(2) 願書等の提出期間

令和2年1月27日(月)から1月29日(水)までとし、受付時間は1月27日(月)から1月28日(火)までが午前9時から午後4時まで、1月29日(水)が正午までとする。

(3) 願書等の提出先

高等特別支援学校の校長

(4) 提出書類等

「3 出願(6)」に定めるところによる。

(5) 入学者選考日

令和2年2月3日(月)

(6) 入学者選考会場

高等特別支援学校

(7) 入学者選考の方法

面接を実施する。さらに、作業能力検査、学力検査、運動能力検査、その他の検査のうちからいずれか一つ以上の検査を実施する。

(8) 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和2年2月5日(水)午前9時に高等特別支援学校で掲示により発表するとともに、本人に郵送にて通知する。また、在籍(出身)校の校長に通知する。

(9) 入学の確約

入学許可候補者となった者は、令和2年2月12日(水)までに、入学確約書〔様式16〕を提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

入学確約書を提出した者は、市の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

また、入学許可候補者となった者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。その場合も市の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出願してはならない。

(10) 志願の取消

第2次募集の志願を取り消そうとする者は、在籍(出身)校の校長を経由して、入学許可候補者の発表日の前日、令和2年2月4日(火)の正午までに、高等特別支援学校の校長に「志願取消届」〔様式14〕を提出しなければならない。その際、受検者には志願変更時と同様の書類を返却する。

9 入学許可候補者とならなかった者で高等部普通科（職業コースを除く）を志願する場合

(1) 事前の教育相談と願書等の提出期間

ア 養護学校

令和2年1月30日（木）までに、進路に係る教育相談を必ず行うこととする。

イ 県立千葉特別支援学校

令和2年1月30日（木）までに、進路に係る教育相談を必ず行うこととする。

ウ 願書等の提出期間については、両校とも令和2年1月30日（木）までとし、受付時間は両校とも午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

(2) 第2次募集を受検し入学許可候補者とならなかった者が高等部普通科（職業コースを除く）を志願する場合

ア 養護学校

令和2年2月7日（金）までに、進路に係る教育相談を必ず行うこととする。

イ 県立千葉特別支援学校

令和2年2月7日（金）までに、進路に係る教育相談を必ず行うこととする。

ウ 願書等の提出期間については、両校ともに令和2年2月7日（金）までとし、受付時間は、両校とも午前9時から午後4時までとする。

10 受検者心得

- (1) 受検票を必ず持参すること。
- (2) 当日、高等特別支援学校が定めた時間に集合すること。
- (3) 検査1日目は、筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）・消しゴム）体操着、弁当、また、両日とも「運動のできる上履き」を持参すること。時間内に受付を済ませること。
- (4) 時計を携帯する場合は、時計機能のみのものであること。
- (5) 携帯電話は検査室に持ち込まないこと。
- (6) 検査室内では、受検者同士の物の貸借はしないこと。
- (7) 携帯品、その他留意事項については、高等特別支援学校において実施する検査の内容により定めた指示に従うこと。

1.1 その他

- (1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」〔様式18〕を高等特別支援学校の校長宛てに提出するものとする。
- (2) 志願者又はその保護者は、別記に従い、調査書、作業能力検査、運動能力検査、学力検査の総合得点に関して、簡易開示請求を行うことができる。
- (3) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

(提出日 令和 年 月 日)

入 学 願 書

*受検番号	
-------	--

令和 年 月 日

千葉市立養護学校長 様

写 真 縦4cm×横3cm (正面上半身脱帽) (3か月以内のもの)

志願者氏名 印

保護者氏名 印

貴校高等部に入学したいので、保護者連署をもって志願いたします。

志願者	現住所	〒
	ふりがな 氏名	性別 () (平成 年 月 日生)
保護者	現住所	〒
	ふりがな 氏名	
	連絡先	自宅・勤務先・その他 () 電話 ()

上記の志願者は平成 年 月 (入学・転入学・編入学) し、平成・令和 年 月 (卒業見込み・卒業) の者で、願書の記載事項は事実と相違なく、かつ同日に行われる公立高等学校に出願していないことを証明する。

令和 年 月 日

立

学校長



注意

- 1 保護者の現住所が志願者と同じ場合は、「志願者に同じ」と略記すること。
- 2 必要事項を記入し、当該事項を○で囲む。なお、*は記入しないこと。
- 3 志願者が未成年の場合、本人の押印を省略することができる。
- 4 自校高等部への志願者については、校長の証明を必要としない。

(提出日 令和 年 月 日)

入 学 願 書

*受検番号	
-------	--

令和 年 月 日

千葉市立高等特別支援学校長 様

写 真 縦4cm×横3cm (正面上半身脱帽) (3か月以内のもの)

志願者氏名 印

保護者氏名 印

貴校に入学したいので、保護者連署をもって志願いたします。

志願者	現住所	〒
	ふりがな 氏名	性別 () (平成 年 月 日生)
保護者	現住所	〒
	ふりがな 氏名	
	連絡先	自宅・勤務先・その他 () 電話 () -

上記の志願者は平成 年 月 (入学・転入学・編入学) し、平成・令和 年 月 (卒業見込み・卒業) の者で、願書の記載事項は事実と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

立

学校長



注意

- 1 保護者の現住所が志願者と同じ場合は、「志願者に同じ」と略記すること。
- 2 必要事項を記入し、当該事項を○で囲む。なお、*は記入しないこと。
- 3 志願者が未成年の場合、本人の押印を省略することができる。

診 断 書

現住所 〒

氏 名

生年月日

1 障害の状態

(1) 障害名

(2) 現在の状況 (服薬、発作等の有無)

2 学校生活上、特に留意すべき事項 (運動、集団生活への適応状況)

3 その他、参考となる事項

※知的障害者対象の高等部普通科及び専門学科を受検する場合は、必ず発達検査の結果を記載すること

上記の通り診断します。

令和 年 月 日

医療機関の名称
医 師 氏 名



仮出願の申請書

申請日 令和 年 月 日

千葉県立高等特別支援学校長 様

受検番号
志願者氏名
保護者氏名

印
印

下記の理由により仮出願いたします。

記

療育手帳の写しの遅延理由

提出予定日 令和 年 月 日

※入学選考日前日（但し、土・日を除く）午後4時までには、療育手帳の写しを提出すること。

※提出期限までに療育手帳の写しの提出が無かった場合、入学志願を取り消すものとする。

上記のことを了承していますので、お願いします。

立

学校長

印

注意 志願者が未成年の場合、本人の押印を省略することができる。

令和2年度 千葉市立養護学校高等部

入学者選考受検票

*受検番号 _____

ふりがな
氏名 _____ 性別 ()

在籍または
出身学校名 _____

写 真

縦4cm×横3cm
(正面上半身脱帽)
(3か月以内のもの)

受付印

令和2年度 千葉市立高等特別支援学校

入学者選考受検票

*受検番号 _____

ふりがな
氏名 _____ 性別 ()

在籍または
出身学校名 _____

写 真

縦4cm×横3cm
(正面上半身脱帽)
(3か月以内のもの)

受付印

調 査 書

学籍 の 記 録	生徒	ふりがな 氏名		受検番号	*		
		性別		平成	年	月	日生
	現住所	〒					
	保護者	ふりがな 氏名		生徒との関係			
		現住所	〒		電話 ()	-	
平成 年 月 日 (入学・転入学・編入学) 平成・令和 年 月 日 (卒業・卒業見込み)							
出 欠 の 記 録	区分 学年	当該生徒が出席し なければならない 日数	欠席日数	欠席の主な理由			
			遅刻日数				
	1年						
	2年						
	3年						
	健康 及 び 行 動	健康状態			生活習慣		
		対人関係・集団行動			通学的手段・状況		

第 3 学 年 の 学 習 の 状 況			
学 習 の 記 録	国 語		美 術
	社 会		保健体育
	数 学		技術・家庭 職業・家庭
	理 科		外国語
	音 楽		総合的な 学習の時間
	総 合 所 見		
産 業 現 場 等 に お け る 実 習 の 記 録	実 施 年 月 日	実 習 先	実 習 中 の 様 子
<p>この調査書の記載事項に誤りのないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>学 校 名</p> <p>校 長 氏 名 印</p> <p>記 載 者 職・氏名 印</p>			

注意

- 1 当該事項を○で囲み、*印の欄は記入しないこと。
- 2 第3学年の学習の状況は、第1・2学年の学習の状況の推移等を含めて具体的に記入し、卒業見込みの生徒については1.1月末日現在で記入すること。
- 3 行動の記録は、態度・意欲・社会性等の観点を含めて記入すること。
- 4 産業現場等における実習の記録は、未実施の場合は空欄とせず、斜線を引くこと。
- 5 通学の手段・状況は、志願した学校への通学手段及び予想される状況等を記入すること。

面接票

写真

縦4cm×横3cm

(正面上半身脱帽)

(3か月以内のもの)

*受検番号		在籍(出身)校名		
ふりがな 氏名		性別		令和 年 月 日生
現住所	〒			
ふりがな 保護者氏名		本人と の関係		
保護者現住所	〒			
	緊急連絡先(電話) ()			
療育手帳	無 申請中 有(障害程度)			
本人の長所				
本人の課題				
卒業後の進路希望				
本校の教育に 期待すること				
通学の経路・利用交通機関・所要時間			通学に要する時間(合計) 分(片道)	
<記入例> 自宅 $\frac{8分}{徒歩}$ ○○バス停 $\frac{15分}{京成バス}$ JR蘇我駅 $\frac{10分}{京葉線}$ JR検見川浜駅 $\frac{10分}{徒歩}$ 学校				

備考

- *印欄は記入しないこと。
- 療育手帳の「無 申請中 有」は、該当するものを○で囲むこと。
(申請中の場合は、証明書を添付すること)
- 自宅から学校までの経路・利用交通機関・所要時間は、記入例に従って記入すること。
- 緊急連絡先は、受検日に連絡をとることができる連絡先を記入すること。

通学区域外からの入学志願証明書

千葉市立

学校長 様

志願者氏名



保護者氏名



現住所

〒

記

理由

入学時の住所（〒

）

上記の理由により、貴校への入学志願は正当であることを証明します。

令和 年 月 日

立

学校長



注意

- 1 志願者が未成年の場合、本人の押印を省略することができる。
- 2 市外居住者が志願する場合は、理由欄に入学時の住所（市内）を記入すること。
- 3 その他、校長が必要と認める書類がある場合は添付すること。

受検に係る特別配慮申請書

令和 年 月 日

千葉市立高等特別支援学校長 様

学 校 名

志願者氏名

印

保護者氏名

印

下記のとおり、特別な配慮を申請します。

記

- 1 選考の種類 学力検査・作業能力検査・運動能力検査・その他()
- 2 障害の状況等
- 3 希望する配慮事項
- 4 その他

注意

- 1 上記1については、当該事項を○で囲む。
- 2 上記2と3については、具体的に記入する。
- 3 上記4については、特記すべきことがある場合、記入する。
- 4 志願者が未成年の場合、本人の押印を省略することができる。
- 5 受検に係る特別な配慮を希望する志願者は、志願する入学者選抜の願書等の受け付け開始日の前日までに志願する特別支援学校の校長に申請する。
- 6 定型(長形3号)の封筒(82円切手を貼付し、志願者の住所、氏名及び郵便番号を標記する。)を添えて提出する。

受検に係る特別配慮通知書

志願者氏名

保護者氏名

受検に係る特別な配慮について、下記のとおり認めましたので、通知します。

なお、このことを在籍（出身）学校等の校長に連絡してください。

記

1 選考の種類 学力検査・作業能力検査・運動能力検査・その他（ ）

2 配慮事項

3 その他

令和 年 月 日

千葉市立高等特別支援学校
校長 

志 願 変 更 承 諾 書

学 校 名

志願者氏名

上記の者の他校への志願変更を承諾します。

令和 年 月 日

千葉市立高等特別支援学校
校 長



志 願 取 消 届

令和 年 月 日

千葉県立高等特別支援学校長 様

受 検 番 号

志 願 者 氏 名



保 護 者 氏 名



私は都合により、志願を取り消しますので、お届けします。

上記のことを了承しています。

立

学校長



注意 志願者が未成年の場合、本人の押印を省略することができる。

入学確約書

令和 年 月 日

千葉市立養護学校長 様

受検番号

志願者氏名



保護者氏名



このたび、本人が千葉市立養護学校高等部普通科の入学許可候補者となりましたが、
相違なく入学しますので、ここに入学確約書を提出します。

注意

- 1 志願者が未成年の場合、本人の押印を省略することができる。

入学確約書

令和 年 月 日

千葉市立高等特別支援学校長 様

受検番号

志願者氏名



保護者氏名



このたびは、本人が千葉市立高等特別支援学校普通科（職業コース）の入学許可候補者となりましたが、相違なく入学しますので、ここに入学確約書を提出します。

注意

- 1 志願者が未成年の場合、本人の押印を省略することができる。

入 学 辞 退 届

令和 年 月 日

千葉市立

学校長 様

受 検 番 号

志 願 者 氏 名

印

保 護 者 氏 名

印

私は都合により、入学を辞退するので、お届けします。

上記のことを了承しています。

令和 年 月 日

立

学校長

印

注意 志願者が未成年の場合、本人の押印を省略することができる。

~~~~~

## 議 案 説 明

令和2年度千葉市立養護学校高等部及び高等特別支援学校入学者選考要項について、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものであります。